

# グループ保険制度の概要

## ■制度一覧

「健康情報活用商品」には「健活CB」のマークがついています。パンフレットの「健康情報活用商品について」の内容を必ずご確認ください。

	制度名称	加入要件	主な給付内容
基本制度	<b>グループ保険きずな</b> <small>配当金対象</small>	単独加入	万一(死亡・高度障害)のときの生活維持資金
	<b>きずなプラス</b> <small>配当金対象</small>	グループ保険きずなとセット加入	万一(死亡・高度障害・障害)の時の生活維持資金
	<b>きずな医療</b> <small>配当金対象</small>	グループ保険きずなとセット加入	入院費の保障(継続して2日以上入院を保障)
	<b>きずな医療プラス</b>	きずな医療とセット加入	病気・ケガによる入院費・入院を伴わない手術費・放射線治療費の保障
	<b>きずな傷害</b>	グループ保険きずなとセット加入	通院費の給付
充実制度	<b>就業不能充実コース</b> <small>配当金対象</small>	グループ保険きずなとセット加入	就業不能状態のときの保障
	<b>傷害充実コース</b>	グループ保険きずなとセット加入	ケガによる入院費・通院費等の補償
	<b>医療充実コース(生保部分)</b> <small>健活CB</small>	グループ保険きずなとセット加入	病気・災害による入院費(継続して2日以上入院を保障)、手術費等の保障
	<b>医療充実コース(損保部分)</b>	医療充実コース(生保部分)とセット加入	病気による入院費、手術費等の補償
	<b>三大成人病充実コース</b> <small>健活CB</small>	グループ保険きずなとセット加入	・特定疾病の保障 ・7大疾病および上皮内新生物の保障(それぞれ特約を付加した場合)

三大成人病長期療養コース、ふれ愛は既加入者専用の

※1 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として還付される仕組みとなっています。(配当金のお支払い対象はグループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療、就業不能充実コースのみです。その他の制度については配当金はありません。)

## 退職後も継続可能です。

特長	加入対象区分			配当金	生命保険料 介護医療保険料 控除	退職後 継続制度 ※3
	組合員 本人	配偶者	子ども			
・死亡、所定の高度障害時の保障	○	○	○	※1 有	有	有 (80歳まで)
・死亡・所定の高度障害、公的障害年金1級・2級に該当したときの保障	○	○	—	※1 有	有	有 (80歳まで)
・病気、ケガによる継続して2日以上入院等の保障	○	○	○	※1 有	有	有 (69歳まで)
・病気、ケガによる1日以上入院の保障 ・入院を伴わない手術や放射線治療を受けたときの保障 ・先進医療による療養を受けたときの給付(※2)	○	○	○	無	有	有 (69歳まで)
・ケガによる通院の補償	○	○	○	無	無	有 (69歳まで)
・病気、ケガ、精神疾患により就業不能状態が20日を超えて継続したときの保障	○	—	—	※1 有	有	無
・ケガによる死亡・後遺障害、入院、通院、手術の補償 ・賠償責任事故の補償 ・携行品損害の補償	○	○	○	無	無	有 (69歳まで)
・病気、災害による継続して2日以上入院、手術等の保障	○	○	—	無	有	有 (69歳まで)
・七大疾病による入院、手術の補償 ・女性疾病による入院、手術の補償 ・公的介護保険要介護2以上の認定がなされたときもしくは所定の要介護状態になったときの補償	○	○	—	無	有	有 (69歳まで)
・死亡、所定の高度障害時の保障 ・所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたときの保障 ・急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたときの保障 ・急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けたときの保障	○	○	—	無	有	有 (69歳まで)

制度です。新規加入・増額のお取扱いはございません。

※2 対象となる先進医療についてはパンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。

※3 年齢は保険年齢です。